

日本ルーラルナーシング学会 会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ルーラルナーシング学会（以下、「本会」という）と称する。英文名は「(Japan Society of Rural and Remote Area Nursing)」と称し、略称は「JSRAN」とする。

(目的)

第2条 本会はへき地における看護の研究を推進し、日本におけるへき地看護学を確立・発展させることをとおして、へき地の保健医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会の開催
- 二 総会の開催
- 三 学会誌の発行
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局を自治医科大学看護学部内（栃木県下野市薬師寺3311-159）に置く。

第二章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得た者をいう。

- 2 会員は、総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 3 会員は、学術集会に参加し、学会誌に投稿し、かつ学会誌等の配布を受けることができる。

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、入会申込書を理事長に提出し、総会の定める基準に基づき理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本会に入会を認められた者は、総会で定めるところにより入会登録経費を納入しなければならない。

(義務)

第7条 本学会員は総会の定めるところにより年会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- 一 第9条の規定により退会したとき
- 二 会費の請求日後2年間納付しなかったとき
- 三 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- 四 第10条の規定により除名されたとき

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、理事長会へ退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった場合は、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

第三章 役員・評議員および学術集會会長

(役員の設定)

第11条 本会に次の役員をおき、その任期は3年とし再任を妨げない。

- 一 理事 8名
 - 二 監事 2名
 - 三 顧問 1名程度
 - 四 その他理事長が指名する理事 1名程度
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- 一 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- 二 副理事長は理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
- 三 理事および監事は、評議員会で評議員会の中から選出し総会の承認を得る。
- 四 顧問は、それまでの学会への貢献を鑑み、理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(役員職務)

第13条 役員は次の職務を行う。

- 一 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 三 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 四 監事は、本会の事業および会計を監査する。
- 五 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができるが、理事会の議決権を持たない。

(評議員とその選出)

第14条 本会に評議員を置く。評議員の定数及び選出方法は別に定める。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、3年とし再任を妨げない。

- 2 評議員が辞任した時は、評議員選挙における次点者が、残任期間その任に当たるものとする。

(評議員の職務)

第16条 評議員は評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

(学術集会長)

第17条 本会に学術集會会長を置く。

2 学術集會会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(学術集會長の任期)

第18条 学術集會会長の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(学術集會長の職務)

第19条 学術集會会長は、次の職務を行う。ただし、この会則により、総会または理事会の権限に属するものについてはこの限りでない。

- 一 学術集會の演題の選定
- 二 学術集會企画委員会の委員の選任
- 三 学術集會の開催及び運営

第四章 會議

(會議の種類)

第20条 本会に次の會議を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 総会

(理事会)

第21条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、毎年1回以上開催する。ただし、理事長以外の理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事、顧問に対して通知を発しなければならない。

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

- 2 評議員会は毎年1回以上開催する。ただし、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に評議員会を開催しなければならない。
- 3 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 評議員会を招集するときは、評議員会の日の1週間前までに、各評議員、各理事、各監事、顧問に対して通知を発しなければならない。

(総会)

- 第23条 総会は、理事長が招集し、学術集会会長が議長となる。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。
 - 3 総会は、会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。
 - 4 総会を招集するときは、総会の日々の1週間前までに、会員に対して通知を発しなければならない。

(議決の方法および議決権)

- 第23条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。
- 一 事業計画および収支予算
 - 二 事業報告および収支決算
 - 三 その他理事会が必要と認めた事項
- 2 総会における議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

第五章 委員会

(委員会の設置等)

- 第27条 本会は、会誌等の発行を行うため編集委員会を置く。
- 2 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、前項に規定する委員会以外の委員会を設けることができる。
 - 3 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議し、理事会に対して報告する。
 - 4 委員会の構成および運営に関して必要な事項は、この会則に別段の定めがあるものを除き、理事会の決議により定める。

第六章 会計

- 第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第七章 会則の変更

- 第29条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。
- 2 前項の承認は、第23条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第八章 雑則

- 第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この会則は、平成17年3月3日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成18年7月1日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成22年9月4日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成26年10月4日から施行する。